

## 南アジア4カ国 週次マーケットレポート

## 【株価指数の推移】 ※…現地通貨ベース

		終値	前週比
インド	S&P・BSE500種指数	10,468.76	0.83%
スリランカ	スリランカ コロンボ 全株指数	6,422.65	0.33%
パキスタン	カラチ 全株指数	23,242.95	0.45%
バングラデシュ	ダッカ総合株価指数	4,340.34	-1.55%

(出所：ブルームバーグ)

## 【為替(対円)の推移】

		終値	前週比
インド	インドルピー	1.6790	2.88%
スリランカ	スリランカルピー	0.7632	1.79%
パキスタン	パキスタンルピー	1.0670	2.69%
バングラデシュ	バングラデシュタカ	1.4258	2.75%

(出所：ブルームバーグ)

## 【各国の市況・トピックス】

## 【インド：スマホの販売競争激化】

インド株式市場は決算発表等を受けた個別銘柄の物色を中心に底堅く推移しました。

インドのスマートフォン出荷台数は2017年にも世界2位になると予測されています。インドでは約8,000円程度の格安機種が人気を集めており、農村部を中心に普及が加速しています。日本でのスマートフォンのシェア70%といわれているiPhoneですが、同国では値段の高さからシェア2%未満と低迷しています。これに対しアップルは、4月上旬に中古機種の輸入・販売許可を申請し、格安機種への対抗策を打ち出しました。世界市場で高シェアを誇る大手メーカーと現地メーカー間で熾烈な販売競争が繰り広げられています。

## 【スリランカ：観光者数、好調な伸びを記録】

スリランカ観光開発局は20日、3月の同国訪問者数が前年同月比+22.8%と順調な伸びを示していると発表しました。2016年1-3月の訪問者数も前年同期比+22.1%と大幅な伸びでした。2015年には約180万人が同国を訪問しており、スリランカ投資庁は2020年までに400万人の観光客を迎えるべく、同国南部で新たに2つのホテル建設プロジェクトを進めていることを明らかにしました。

## 【パキスタン：ADBとAIIBがパキスタンへ協調融資】

20日、アジア開発銀行(ADB)とアジアインフラ投資銀行(AIIB)がパキスタンの道路建設事業に協調融資することが明らかになりました。融資の正式決定は6月ごろとなり、英国国際開発省も加わる見込みとされています。AIIBは2016年1月に中国主導で設立されたため、第一弾の融資先が注目されていましたが、パキスタンのほか、タジキスタンやカザフスタンなど中央アジアの道路建設事業にも融資する予定と報じられています。

## 【バングラデシュ：日本で同国への投資をアピール】

15日、第2回日本・バングラデシュ官民合同経済対話が経済産業省内で開催されました。両国間の貿易及び投資関係を拡大・深化させる方策を検討する定期的協議の場として設けられているもので、今回の対話では、投資環境や貿易について情報交換が行なわれ、引き続き両国のビジネス関係改善に向けた取り組みが議論されました。また、同日に日本貿易振興機構(JETRO)にてバングラデシュ投資セミナーが行なわれました。満席の活況だったと伝えられています。26日には東京ビッグサイトで同国の革製品セミナーが開催されるなど、投資誘致に向け、日本でのPR活動を積極化しています。

—お知らせ— 4月29日作成基準の当レポートは休刊とさせていただきます。5月6日基準より再開いたします。

また、5月より当レポートは隔週とさせていただきます、内容の一層の充実を図ってまいります。

引き続き、ご愛読のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しない保証するものではありません。

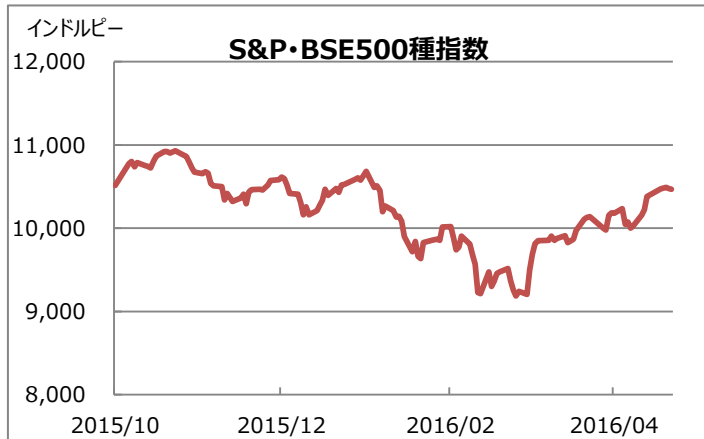
信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 南アジア4カ国 週次マーケットレポート

【株価指数の値動き】〔期間：2015年10月1日～2016年4月22日、現地通貨ベース〕

(出所：ブルームバーグ)



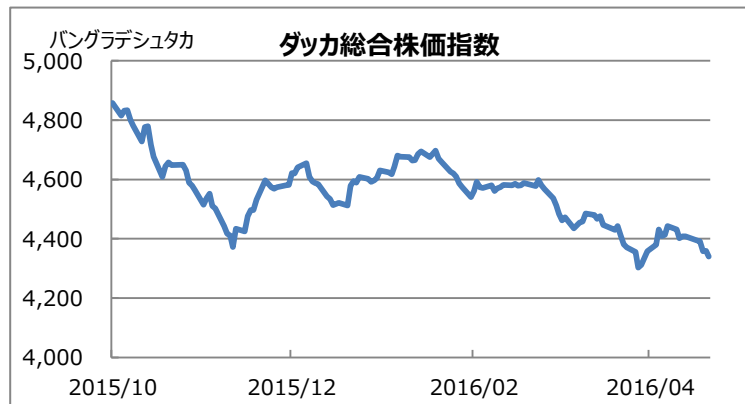
—インド—



—スリランカー—



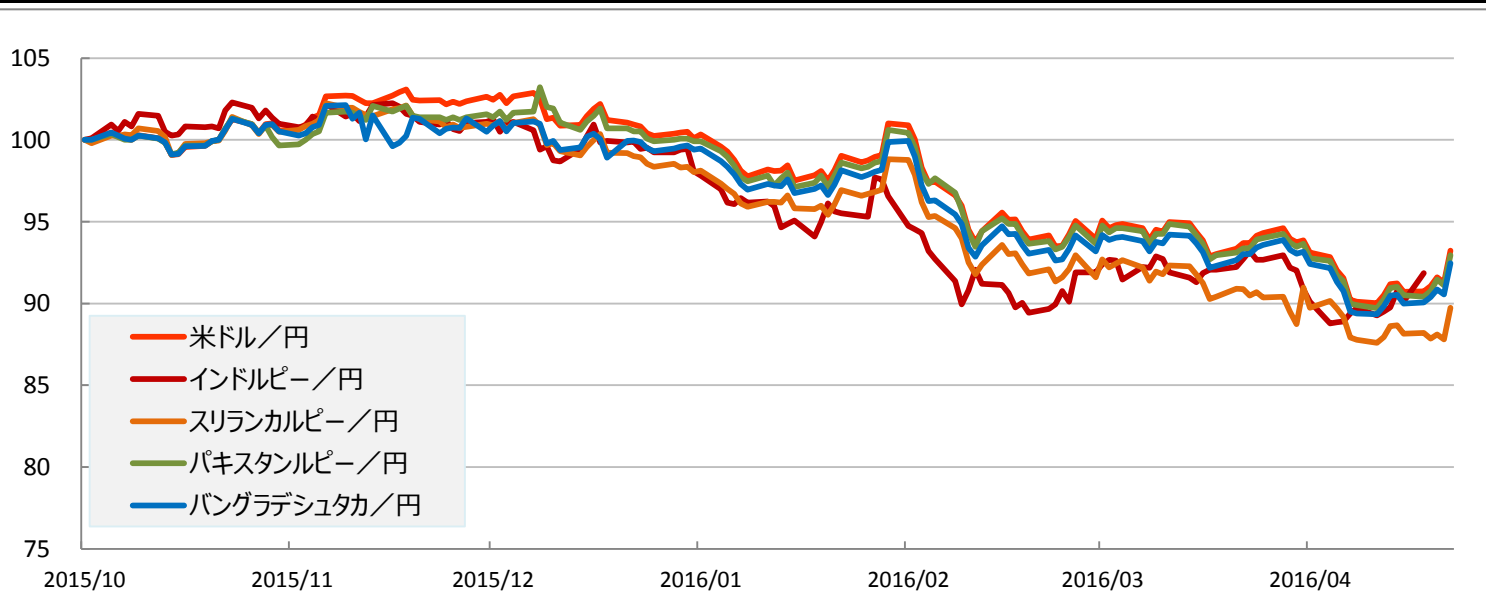
—パキスタン—



—バングラデシュ—

【為替の値動き】〔期間：2015年10月1日(基準日)～2016年4月22日、基準日を100として指数化〕

(出所：ブルームバーグ)



### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しない保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 南アジア4カ国 週次マーケットレポート

### 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用……申込手数料 上限3.78% (税抜き3.50%)
- 換金時に直接ご負担いただく費用……信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……信託報酬 上限2.376% (税抜き2.20%)
  - ※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
  - ※ファンド・オブ・ファンズの場合は、ファンドの投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
- その他費用……上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。  
当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。



〒141-0022 東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア5階  
商号等： アストマックス投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号  
商品投資顧問業者 農経(1)第21号  
加入協会： 一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 / 日本商品投資顧問業協会

### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。